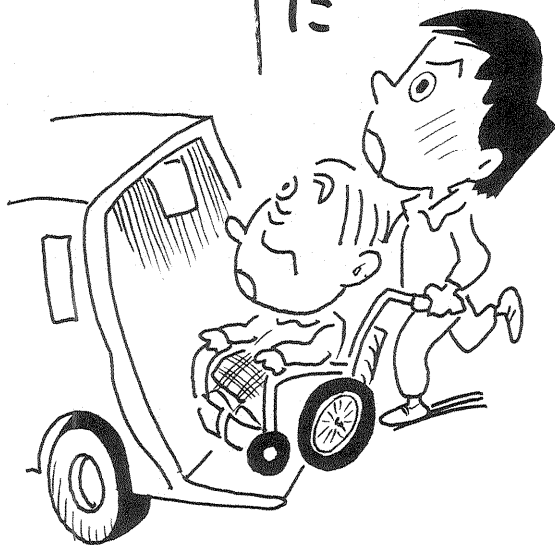


# 介護報酬改定で 利用者への影響は？ ヘルパー待遇改善は？

もっと  
ていねいな  
サービスしたいのに



## 処遇改善加算が介護報酬に 組み込まれ、利用者負担増に

4月、「改正」介護保険法の施行、介護報酬改定、第5期介護保険事業計画の実施がおこなわれ、診療報酬の改定も同時に行われました。今回の介護報酬改定は、厚労省は額面上は「1.2%」のプラス改定としていますが、今年3月まで全額国庫負担の「介護職員処遇改善交付金」（月1.5万円賃金改善分）が介護報酬の「処遇改善加算」に付け替えられた分が2%相当であるので、それを差し引くと「0.8%」のマイナス改定です。加算分は、1割負担に反映されるため、利用者負担も同時に上がることになりました。

### 訪問介護(ホームヘルプ)の 生活援助の介護報酬改定

| (3月まで)            | (4月改定)            |
|-------------------|-------------------|
| 30分～60分<br>2,290円 | 20分～45分<br>1,900円 |
| 60分以上<br>2,910円   | 45分以上<br>2,350円   |

※1単位10円で計算(地域によって1単位 10円～11.26円)

## 45分区切りで サービスの短時間化が

今回の報酬改定では、これまで「1時間」で区切られてきたヘルパーの生活援助(掃除、洗濯、調理、買物など家事支援)が、「45分」とされました。介護報酬も大幅に切り下げられ、45分未満では1,900円(1単位10円で計算。以下同じ)、45分以上でも2,350円で打ち止めとなりました。この報酬改定の狙いは、ホームヘルプサービスの短時間化と生活援助の切り捨てです。これに対して、「これ以上のヘルパーサービス削減はできません」と、全国から怒りの声が寄せられています。

秋には自治体や厚生労働省へ制度改善の取り組みを行います。実態をもとに要請をおこなう予定です。そのためにアンケートを行いますのでご協力ください。



**全労連**

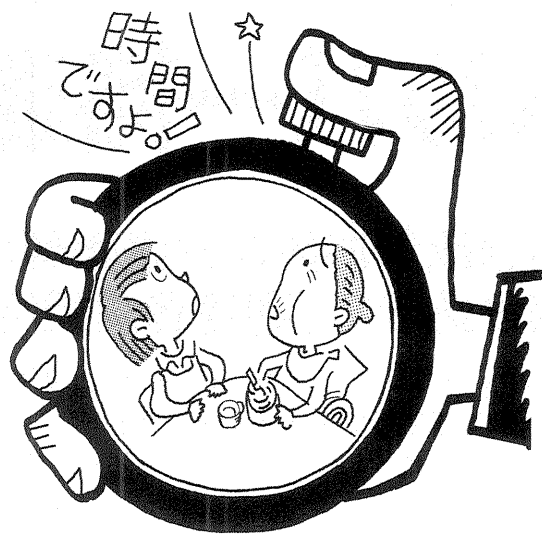
全国労働組合総連合

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4  
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620  
<http://www.zenroren.gr.jp>

# ホームヘルプサービスの短時間化と生活援助の切り捨ての

# 介護報酬改定

生活援助の時間区分の変更に対し、怒りの声が寄せられるとともに、各地で反対運動が occurred。これに対して、厚生労働省は急きょ「介護報酬上の時間区分を変えただけで、いままでどおりの時間サービス提供できる」と言い訳に回るようになりました。しかし、介護報酬の時間区分の45分はそのまま報酬額も大幅に下がっていることからヘルパー事業所は、1時間以上のサービスを避けるようになり、要支援の方へのヘルパーの訪問時間までも短縮する動きが急速に広がっています。



| 改定時期           | 改定の概要   | 改定率   |
|----------------|---|-------|
| 2003年          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自立支援の観点に立った居宅介護支援（ケアマネジメント）の確率</li> <li>○自立支援を指向する在宅サービスの評価</li> <li>○施設サービスの質の向上と適正化</li> </ul>                            | ▲2.3% |
| 2005年<br>10月施行 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○居住費（滞在費）に関連する介護報酬の見直し</li> <li>○食費に関連する介護報酬の見直し</li> <li>○居住費（滞在費）及び食費に関連する運営基準の見直し</li> </ul>                              |       |
| 2006年          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○中重度者への支援強化</li> <li>○介護予防、リハビリテーションの推進</li> <li>○地域包括ケア、認知症ケアの確立</li> <li>○サービスの質の向上</li> <li>○医療と介護の機能分担・連携の明確化</li> </ul> | ▲2.4% |
| 2008年<br>5月施行  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○療養病床の一層の転換促進を図るため、介護老人保健施設等の基準の見直し</li> </ul>   |       |
| 2009年          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護従事者の人材確保・処遇改善</li> <li>○医療との連携や認知症ケアの充実</li> <li>○効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証</li> </ul>                                       | +3.0% |
| 2012年          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護処遇改善加算新設</li> </ul>   | +1.2% |

## 介護処遇改善加算が新設

— 3年間の「例外的かつ経過措置的扱い」 —

今回の制度改定で、処遇改善交付金が廃止され、「介護処遇改善加算」が新設されることになりました。しかし、3年間の「例外的かつ経過措置的扱い」とし、次期報酬改定では基本報酬に組み込む方向であると厚労省は明言しています。「介護崩壊の危機」と言われるほど深刻な介護現場での人材確保困難は解決しておらず、民主党のマニフェスト「介護労働者4万円の賃上げ」を投げ捨てるものであり許せません。

## 割増賃金不払いなど介護職場は最悪の違反率

介護職員処遇改善計画書や報告書に関する証拠書類として、労働基準法に規定する就業規則や賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程が求められます。そして加算の算定をしようとする事業所は、労働保険の加入が必要です。労働局

労働局調査で発覚

が訪問介護サービスや特別養護老人ホームなどの新規参入事業所を集中監督したところ、36協定の未締結や割増賃金の不払いなどの違反が、全業種中最高の違反率となっていることがわかりました。ご一緒に改善しましょう。

介護労働者も利用者も安心の制度を